慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	反町文書
Sub Title	The Sorimachi manuscripts (which once belonged to the Sorimachi family, now possessed by Keio University library) : their transcription and comments
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1959
Jtitle	史学 Vol.32, No.1 (1959. 4) ,p.107- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19590400-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「反町文書」

先年、反町十郎氏より慶應義塾大學圖書館に寄贈された同氏蒐集古文書は約一六〇點を數へる。内容は中世より近世にかけての武家文書が中心で、鎌倉時代のもの六點、南北朝より室町時代のもの約三〇點、安土桃山時代より江戸時代初期にかけてのもの約一二〇點余であるが、その多くは書狀である。

本文書は蒐集されたものであり、文書の種類内容に一貫性を欠くうらみはあるが、その大部分は未發表のものである。

この釋文は慶應古文書研究會で伊木壽一博士指導のもとに、河北展生、志水正司、高橋正彦により用意されたものである。

凡例

一、文書はすべて編年により配列し、年月不明のものは差出者の歿年の前後によつた。

一、料紙のうち、特に注意すべきものは題名の下に、その種類を掲げ（宿紙）の如く記し、又、堅紙以外は、（折紙）、（切紙）とその形狀を記した。

一、文書の寸法を示す爲、數字を以て、これを示した。すなわち、題名の下に（21×30.5）とあれば、縱二一cm、横三〇、五cmなることを示す。

一、文書に磨滅、虫喰があれば□にて示し、字數の明らかでない時は□で示した。

一、花押と印章とは一々これを模刻し難いので（花押）

とのみ記し、印章は單に（印）と記したものゝ外、その輪郭を模して（朱印）（黑印）又は印文を註記したのもある。

一、字體については、異字體、變體がな等は普通の文字に改めた。

一、編者の記入になる傍註には（　）を施して原文と區別した。

一、僧忍盛田地沽却狀

附大宅貞弘直米請取書

（30.5×47）

（異筆）
「請取　直米事、
　合陸斛　本斗定
　右如レ員請取畢、請使大宅貞弘」

沽却　田地新券文事、
　合壹段者、　字是垣內、
在二大和國添上郡四條三里十七坪之內一、自レ西二段目
（四至カ）
　□　限二東際目一、　限二西際目一、
　　限二南大河一、　限二北畔一
右件田地、元者僧忍盛之先祖相傳之私領也、而今依レ有二要用一、限二直米陸斛一本斗定、限二永代一沽二却僧性慶一既畢、但雖レ可レ相二副處分帳お一依レ有二類地一、不レ能二副渡一、而處分

帳之面毀波畢(ママ)、依二後代證文一、放二新券文一之狀如レ件、

寶治三年正月廿六日　僧　(花押)

二、平能隆田畠沽却狀

(30×44)

沽却、私領田畠事

合壹所者、但田貳段、
同私領畠壹所、口三丈奥拾丈七尺

右件田畠者、能隆令二買領一之後、知行年尚領掌相傳之次第見二本券文等一、而依レ有二直要用一、限二直錢陸拾九貫文一、相二副本券手繼等一、爲二十郎入道芳蓮之口入一、所レ令レ賣二渡藤次郎成正一之實也、縱雖レ自二類地一、縱雖レ自二傍地一、向後一切不レ可レ有二違亂一、若自沙汰出來之時者、以二此本券證文等一、可レ被二明沙汰一、更不レ可レ有二他妨一、且又能隆可レ致二其沙汰一、仍令二賣渡一之狀如レ件、

正嘉元年後三月八日

左馬允平能隆　(花押)

三、僧玄應田畠沽却狀

(31×45.5)

謹辭、賣渡進畠事、

合壹段者、但田半、畠半、

在山城國紀伊郡跡里拾柒坪、西繩本、

右件畠、元者玄應相傳私領也、雖レ然今依レ有二直要用一、現錢拾五貫所レ賣二渡樋口殿一顯然也、敢不レ可レ有二他妨一、若相違出來者、可レ返二本物一、仍相二具本公驗一、限二永年一、作手所二賣渡一也、於二御地子一者、右京職政所幷二進蒿拾五束一者也、仍爲二後日證文一、立二新券文一之狀如レ件

建治元年五月廿六日　僧玄應　(花押)

四、藤原女万壽女私領沽却狀

(30×44.5)

(端裏)
「五條坊門万里小路證文
中原友能(花押)　□女(花押)」

沽却渡　私領地壹所事、

在二五條坊門万里小路一、自二万里小路一東自二坊門面一南

口肆丈參尺　奥南北拾伍丈者、委細見二于本券等一

右件地者藤原氏女字万壽之相傳私領也、而依レ有二要用一直錢陸拾參貫文仁限二永代一、相二副次第證文等一、藤原氏仁字石御前所二沽却渡一實正也、更以不レ可レ有二他妨一、但万壽の祖父蓮實か不レ副二讓狀一事者地類多之、依レ書具（具書ノ誤リカ）與不レ進之間、氏女御子息、彼讓狀之裏二加二御判一、文書面二ハ計ヲ懸畢（カ）、爲二向後龜鏡一、彼讓狀之案文令二書寫一所レ進也、若万一モ有下申二出違亂一人上者、且ハ被レ處二盜犯一、且者本錢ヲ先請人共二糺返一、後可二汰（ママ）汰披一者也、仍爲二後日證文一、立二新放券文一、以解之狀如レ件、

弘安四年二月廿八日

藤原氏万壽女（花押）

請人兵衛入道蓮開（花押）

五郎入道圓心（花押）

（分カ）（日カ）
（奥端裏）「□□□　□□」

（一一〇）　一一〇

五、一切經御供米請狀（卷子）（28×39）

（木版）
（花押）

謹請　一切經御供米事、

合玖斗者、

右、去年六月分第五番藏司大法師信長謹所二請申一如レ件、

永仁三年五月十二日請使龍王丸

六、六波羅下知狀（32.5×48）

久美孫三郎行親代行信申、丹後國佐野鄕吉岡保內買得田畠事、

右如二行信申狀一者、吉岡保一分地頭次郎入道圓阿、七郎入道靜圓、同子息利氏等知行分田畠者、去嘉元四年九月日以降、今二沽却一之間、行親買二得之一、預二關東安堵御下文一、知行無二相違一之處、吉岡次郎太郎跡地頭代勝田次郎兵衛尉濫二妨下地一云々、就レ之去元亨四年九月十二日、正中二年四月十八日、今年二月廿七日、雖レ下二召文一無音之

間、同三月、廿七日、付二佐貫彦太郎忠廣、山田四郎利直一、重觸遣之處、如二去五月廿五日忠廣利直等請文一者、任下被二仰下一之旨、雖レ相二觸之一、不レ及二散狀一云々者、吉岡次郎太郎跡地頭代、背二度々召文一不參之條、無理之所レ致歟、然則可レ令レ停二止濫妨一之狀、下知如レ件、

嘉暦四年七月廿三日

越後守平朝臣（北條範貞）（花押）

武藏守平朝臣（金澤貞將）（花押）

七、小河小太郎成春軍忠狀　足利尊氏證判　（30×51）

丹波國御家人小河小太郎成春申、

建武二年十一月二日被レ成二下御教書一之間、率二一族已下軍勢等一、同十二月廿八日、式部伊賀四郎、同一族並眞壁彦三郎等相共於二當國犬石宿一、擧二御旗一、同三年正月三日押二寄大枝山一、致二散々合戰一、御敵捕二大納言家一之刻、若黨得丸、大貳房良弁等、數多討取之條、式部伊賀左衞門入道、村社孫次郎等、所レ令二見知一也、令レ頂二戴御判一、欲レ備二龜鏡一、以二此旨一可レ有二御披露一候、右言上如レ件、

建武三年正月四日

（尊氏）（花押）

八、足利尊氏髻御教書　（切紙）（11.5×10.5）

令レ下二向播州一、相二催一族一參り可レ抽二軍忠一之狀如レ件、

建武三年二月五日　（花押）

廣峯又太郎殿

九、足利尊氏御判御教書　（29.5×36.5）

（足利尊氏）（花押）

於保五郎宗喜、軍忠神妙可レ有二恩賞一之狀如レ件、

建武三年七月十九日

一〇、安倍親宣任太政大臣日時勘文（30×41）

擇申　任太政大臣日時

今月廿二日乙酉　時亥

貞和四年十月廿日陰陽助安倍朝臣「親宣」（異筆）

一一、足利直義書狀（29×43）

近江國守山鄕內長樂寺事、任二下總前司淸胤申請旨一、可レ爲二祈願所一之狀如レ件、

貞和四年十一月七日　左兵衞督（直義）（花押）

古先西堂和尙

一二、名主職改補領家御敎書（29×46.5）

（花押）

當庄間名々主田戸（カ）又五郎、近年寄二事於天下物忩一、公事課

役不レ致二沙汰一云々以外候、仍改二名主一、被レ補二加賀左衞門一候、可レ令二施行一給上之由、被二仰下一候也、仍執達如レ件、

觀應三年八月十九日　左衞門尉邦種（カ）

謹上　七美（カ）庄預所殿

一三、此丘尼樂生寄進狀（31×49）

いなりのちやうきやう（長慶）寺へ、きしん申やしき一所の事、

四至さかいの事、　ふんしちしし（ママ）せうのしやうにあり、

右のやしきは、いなりのきた、さいけ、いまは御りやうとかうす（號）比丘尼樂生、さうてんの地なり、父母二親のほたいのために、いなりの如意山長慶寺ゑ、なかくゑいたいをかきりて、きしん申ところ也、代々さうてんのもんその事、ふんしちのあひた、ふんしちしせうの狀をあいそゑて、わたしまいらせ候、しんるい代人にをきても、

ゐらんわつらい申へからす候、仍きしん狀、如レ件、

文和元年 水のゑ たつ 十二月廿日

ふたんくわうゐんの比丘尼樂生（花押）

一四、足利義詮補任御教書 （30×40.5）

上總國守護職事、所二補任一也、早守二先例一可レ致二沙汰一之狀如レ件、

貞治三年十二月七日 （義詮）（花押）

上椙左馬助殿

一五、足利義詮下文 （33×45.5）

（義詮）（花押）

下 佐々木備前守高滿、

可レ令下早領中知越中國柳河野積兩保地頭職上事、

右爲二勳功賞一、近江國河田鄉替、所二宛行一也、者、早守二先例一可レ致二沙汰一之狀如レ件

貞治五年十二月廿二日

一六、足利氏滿御教書 （33×46）

淨光明寺領伊豆國三津庄內四ケ村、相模國金目鄉北方波多野村、奴田鄉大槻村、白根庄內石藏寺田畠敷地、四宮庄內今里村、武藏國男衾郡內和田鄉、上總國山邊北郡內堺鄉幷鹿見塚、湯井鄉、周西郡內最勝福寺田畠敷地、及寺邊敷地諸公事等事、早任二官符宣幷京都御成敗之旨一、所レ被二免除一也、者、可レ被レ存二其旨一之狀、如レ件、

明德四年三月晦日 （足利氏滿）（花押）

當寺長老

一七、斯波義將書狀 （29.5×42）

依下無二指事一候上、其後不レ令レ啓候、抑當寺本寺領等事、此

間錯亂之旨、承レ之候、無二勿躰一存候、被二尋聞食一、被レ全二寺務一之樣、可下令二仰付一給上候哉、恐惶敬白、

五月十二日　義將（花押）

永德寺侍者御中

一八、口宣案（宿紙）（32×45.5）

（端裏書）「口宣案」

上卿坊城大納言

應永八年九月廿九日　宣旨

權少僧都光曉

宣レ轉二權大僧都一

藏人右少弁藤原定顯奉

一九、禪壽院供僧職補任狀（29×41）

（花押）

補任、禪壽院供僧職事、

民部法印顯祐、

右以二彼人一、所二補任一也、任二先例一、寺役等、不レ可レ有二闕怠一故以下、

應永十一年十月廿六日

二〇、斯波義重施行狀（30×45.5）

桂久菴雜掌與臺所別當代相論、藤木田壹町內貳反號春近等名事、訴諫狀（ママ）如レ此、於二桂久菴訴訟者一無二其謂一之間、被二棄置一訖、然早任二御書之旨一、可レ被レ沙二汰付臺所別當代一之由、所レ被二仰下一也、仍執達如レ件、

應永十二年十一月十二日　沙彌（斯波義重）（花押）

一色左京大夫（滿範）入道殿